

第18期

第40回

総会議事録

令和3年6月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年6月17日(木)

2. 開催場所 5-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

| 議席番号 | 氏名 | 出欠状況 | 備考 |
|------|-------|------|-------|
| 1 | 二瓶敏幸 | 出席 | 湖南地区 |
| 2 | 新田幾男 | 出席 | 富久山地区 |
| 3 | 伊藤幸一 | 出席 | 中央地区 |
| 4 | 濱津洋一 | 出席 | 田村地区 |
| 5 | 中尾一明 | 欠席 | 中田地区 |
| 6 | 藤田稔 | 出席 | 熱海地区 |
| 7 | 吉田秀吉 | 出席 | 三穂田地区 |
| 8 | 松川延安 | 出席 | 田村地区 |
| 9 | 降矢セツ子 | 欠席 | 田村地区 |
| 10 | 吉田直衛 | 出席 | 中田地区 |

| 議席番号 | 氏名 | 出欠状況 | 備考 |
|------|-------|------|-------|
| 11 | 小林正一郎 | 出席 | 片平地区 |
| 12 | 堀井潔 | 出席 | 中央地区 |
| 13 | 細山文昭 | 出席 | 逢瀬地区 |
| 14 | 黒澤大吉 | 出席 | 日和田地区 |
| 15 | 遠藤昭夫 | 出席 | 安積地区 |
| 16 | 岩崎幸夫 | 出席 | 西田地区 |
| 17 | 村上晃一 | 欠席 | 中央地区 |
| 18 | 古川弘作 | 出席 | 中央地区 |
| 19 | 佐久間俊一 | 出席 | 喜久田地区 |
| 20 | 伊藤城治 | 出席 | 三穂田地区 |

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

署名人

松川 延安

署名人

岩崎 幸夫

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ただいまより、第40回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、中尾 一明委員、村上 晃一委員、降矢セツ子委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p> |
| 議長 | <p>忙しい田植えの時期も終わりホッとした感じだと思います。</p> <p>ただ昨日あたり大雨が降って須賀川市のキュウリがやられてしまったりしました コロナも収束しない変な世の中で気象条件も猫の目のように次々と変わって行ってしまっていますが、皆さんせっかく植えた作物ですので管理していくことが大事だと思いますので、しっかり管理手入れして行ってください。</p> <p>コロナ禍の中、我々も会議は短時間で早く終わるようにとのお達しもあります。</p> <p>これに合うような方法、新しい生活様式をとっていきたいと感じております。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>8番 松川 延安 委員</p> <p>16番 岩崎 幸夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 事務局 | <p>議案第1号、田村5番、取り下げになります。</p> <p>また中田12番、土地の面積、10aあたりの価格変更になります。</p> <p>議案第2号田村8番、10aあたりの価格変更になります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>1番 1件について 調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の自由は、同一世帯の息子への一括贈与です。</p> <p>受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p> |
| 遠藤 昭夫 委員 | <p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、農福連携事業への取り組みです。</p> <p>貸し人は今まで一人で農作業を行い草刈りなどもしていました。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>知人の紹介により借り人と知り合い農作業の協力者となったことから貸すようになったとのことで、今回の申請に至りました。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、3番と4番の 2件について付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>3番と4番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻、母親、弟が農作業に従事します。</p> <p>次に4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、3番と4番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に、6番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、妻の兄からの贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に7番から9番までの 3件について付議いたします。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p> |
| <p>岩崎 幸夫 委員</p> | <p>7番から9番までの 3件について調査の結果をご報告いたします。 まず7番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 6月7日に事前審査会を行いました。 きれいにサツマイモが植えられており、 キャベツや枝豆なども作付けする予定です。 農機具は父親から借りる予定で、 繁忙期の作業協力者もいます。</p> <p>次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、農業開始です。 6月7日に事前審査会を行いました。 申請人が埼玉在住のため電話で話を伺いました。 農地付き空き家として許可を得た件であり、 申請人は出身が三春町で定年退職を機に田舎で暮らすことにしたため 今回の申請に至りました。 渡し人は親戚だとのことです。</p> <p>次に9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は、相続財産の売却、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。 相続放棄による裁判所管理地で、 受け人の本家の土地でもあるため所有したいとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの報告について、</p> |

| | |
|-----|--|
| | ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 7番から9番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、7番から9番までの 3件について、 許可と決します。 次に、10番と11番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。 |
| 事務局 | 10番と11番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 10番と11番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、10番と11番の 2件について |

| | |
|-------------|--|
| | <p>許可と決めます。</p> <p>次に12番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p> |
| 吉田 直衛 委員 | <p>12番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、農業開始です。</p> <p>6月7日に事務局会議室で事前審査会を行いました。</p> <p>借り人は農業に興味があり農地を探していたところ友人の父である貸し人から貸してもらえ事になり今回の申請に至りました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>12番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、12番 1件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p> |
| 佐久間俊一 委員 | <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>転用の目的は駐車場の敷地拡張です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>令和2年12月18日に許可を出した敷地の南東に少しだけ残っていた別所有者の土地であり区画をきちんとするために必要となったものです。</p> <p>北および西が以前許可した土地で南は市街化区域、東は線路に接しているため周辺の農地に支障はありません。</p> <p>以上1番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲にある公共施設近距離農地です。</p> <p>通常は施設の周囲おおむね500m以内ですが宅地の面積が40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長することができます。申請地は喜久田駅から700mの距離にあり宅地の割合が46%ですので適用することができます。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p> |
| 議長 | ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 1番 1件について、 |

| | |
|-------------|--|
| | 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p> |
| 黒澤 大吉 委員 | <p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備の建設です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 6月12日に現地調査を行いました。 進入路がない畑で、所有者も高齢のため作付けできず不毛の土地となっていました。日当たり良好であるため太陽光発電を設置することになりました。</p> <p>以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長 | ただいまの報告について、 |

| | |
|-------------|--|
| | ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。 |
| | (議長、交代する。) |
| 佐久間職代 | 議長交代いたしました。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。 |
| 新田 幾男 委員 | 3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置場の建設です。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 受け人は以前双葉郡浪江町から避難して、隣接する土地に事務所と 自宅を建てて営業をしております。 一部畑として残っていた土地を購入して資材置場として 使用することです。 以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 佐久間職代 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない街区の面積に占める宅地の面積の 割合が40%を超え市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p> |
| 佐久間職代 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 佐久間職代 | <p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 佐久間職代 | <p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。</p> |
| | <p>(新田会長に代わる。)</p> |
| 議長 | <p>議長交代いたしました。 次に4番 1件について付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p> |
| 二瓶 敏幸 委員 | <p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は一般住宅です。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 6月13日に調査を行いました。 住まいの北側に位置する場所で、貸し人借り人は親子関係です 以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、 市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>第3種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p> |
| 藤田 稔 委員 | <p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は分家住宅です。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 6月2日に事務局員と現地を調査しました。 平坦地で土砂の流出はなく、 雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽です。</p> <p>以上5番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たさない、鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場 (これらの支所を含む。)並びにこれらに掲げる施設に類する 施設の周囲おおむね300m以内にある公共施設至近距離農地です。</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>申請地は磐梯熱海インターチェンジから300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エー(イ)で、 第3種農地の転用は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に6番と7番の 2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p> |
| 藤田 稔 委員 | <p>6番 7番 2件について調査の結果をご報告いたします。 6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 所有権移転と地上権設定があります。 各種行政手続きも済んでおります。 周辺の他の農地は耕作されておらず営農への支障はありません。</p> <p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置場の建設です。 農地の区分は第2種、農振農用地として判断しました。 6月2日に現地調査を行いました。 周辺農地の営農に支障はなく、 一時転用終了後の復元も確約されています。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>以上6番 7番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>6番と7番の調査結果の補足説明をいたします。 まず6番ですが、「農地転用許可申請に係る審査表」 をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>次に7番ですが、「農地転用許可申請に係る審査表」 をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 山ノ神1-1と1-2の農地区分は、 第2種農地2-1-(1)-カで 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 2番同様です。 また、山ノ神2の農地区分は、 農用地2-1-(1)-アー(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-アー(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので あって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが 必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の 整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により 定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれ がないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | 以上補足説明といたします。 |
| 議長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 6番と7番の 2件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、6番と7番の 2件について、 許可相当と決めます。 なお、この2件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に8番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。 |
| 松川 延安 委員 | 8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電所設置に伴う一時転用です。 農地の区分は農振農用地として判断しました。 借り人は太陽光発電設備を設置する会社で、今回3.8haの 山林の工事を行っていますが当初計画していた道路が狭く、 また周辺住民の生活道路であることから別の進入路を 確保するものです。 以上8番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 |
| 事務局 | 8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農用地2-1-(1)-ア- (ア) で 7番の山ノ神2と同じです。 許可基準は2-1-(1)-ア- (イ) -cで、 |

| | |
|-----|---|
| | <p>7番の山ノ神2と同じです。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>8番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、8番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から3番までの 3件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>1番から3番までの</p> <p>3件の農用地利用集積計画につきましては、</p> <p>利用権設定2件、所有権移転1件の申請があり、</p> <p>農地集積促進員及び事務局による現地調査</p> <p>並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法</p> <p>第18条第3項の各要件を満たしており、</p> <p>適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>1番から3番までの 3件について</p> <p>承認と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番から3番までの</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>3件について、承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に議案第4号「農地等の買受適格証明願いに関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p> |
| 藤田 稔 委員 | <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申出人および土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、耕作です。</p> <p>6月2日に現地を調査しました。</p> <p>現地は耕作可能な状態です。</p> <p>申請人は住所は埼玉県ですが猪苗代町にも住居があるとのことで、また郡山にも作業協力者がいるとのことです。</p> <p>買受できた場合の耕作、適正な管理についても確約されています。</p> <p>以上のことから、</p> <p>1番 1件については買受適格であると判断されます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>1番 1件について、</p> <p>適格と決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>適格と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を</p> <p>議題といたします。</p> <p>1番 1件について 付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p> |
| 遠藤 昭夫 委員 | <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>5月25日に現地を確認し本人と話をしました。 現地は木が生い茂り原野化しています。 増水すると冠水する土地でもあり、農地への復元は困難です</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p> |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について 付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p> |
| 細山 文昭 委員 | <p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 6月1日に小林委員、事務局員と現地を確認しました。 逢瀬の4筆については柳の木が生い茂り耕作は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 片平の土地は圃場整備された集団農地の中にあり、 周辺農地は適切に耕作されていることから、 非農地判断すると周辺農地の営農に支障が発生するため 非農地とは認められないものと判断しました。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>2番 1件のうち 逢瀬町の4筆については 非農地と判断し、片平町の1筆については 非農地と判断しないことに異議ございませんか。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、2番 1件のうち、 逢瀬町の4筆については非農地と決し、 片平町の1筆については非農地としないことに決しました。</p> <p>次に3番 1件について 付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p> |
| 細山 文昭 委員 | <p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 6月1日に現地を確認し本人と話をしました。 荒廃した土地の中にあり数年前から管理しなかったため 山林化しており、周辺農地の営農にも支障はなく 許可相当と判断しました。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | <p>3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p> |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に4番 1件について 付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p> |
| 岩崎 幸夫 委員 | <p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 5月25日に現地を調査しました。 昭和のころから農地ではなくなり、 現在は雑木が生い茂っており農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、</p> |

| | |
|-------------|--|
| | 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 |
| 議長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| 古川 弘作 委員 | 登記は雑種地ですが非農地判断が必要なのでしょうか。 |
| 事務局 | 現況地目が畑だったため農地台帳に載っていたことから、 台帳から落としたいとの相談があったため 今回の申請に至ったものです。 |
| 古川 弘作 委員 | わかりました。 |
| 議長 | 4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、4番 1件について、 非農地と決めます。 次に5番 1件について 付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。 |
| 吉田 直衛 委員 | 5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 5月27日に現地を調査しました。 申請地は近くに共同墓地もあり、地元の人が車を止めるようにな ったことから30年前から耕作しておらず、 現地は原野化して農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 |
| 議長 | ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議長 | 5番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。 |
| | (全員「異議なし」) |
| 議長 | 異議ないものと認め、5番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>次に議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の指定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p> |
| 細山 文昭 委員 | <p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。</p> <p>空き家バンクに登録された土地です。</p> <p>農地は空き家の周囲おおむね100m以内にあり、指定により周辺地の総合的な利用に影響がないものであります。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱第5条各号の事項をすべて満たしているため、別段の面積を適用することは相当と考えます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>1番 1件について、別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>次に議案第7号「令和4年度農業施策の要望について」を議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p> |
| 鈴木 光一 委員長 | <p>4月26日付けで福島県農業会議から、「令和4年度農業施策の要望について」の依頼があり、5月14日の農業相談日に各地区でご検討いただいたものを、5月27日の農地利用最適化推進委員会議で事前検討を行いました。</p> <p>内容につきましては、事務局からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、事務局の説明を求めます。</p> |

事務局

令和4年度農業施策の要望事項についての案となっております。
農地利用最適化推進委員会議で検討を行いました。
新規要望についてご説明いたします。

1 東日本大震災からの復旧復興と防災減殺対策について

(1) 原子力災害からの脱却について

処理水の海洋放出については、拙速に事を運ぶことなく、
関係団体と十分に協議すること。

また、発生が予想される風評被害については責任をもって
対応すること。

除染が行われていない小規模な畑についても、再度要望を確認し、
要望に応じて除染を実施すること。

(2) 自然災害（地震・津波・豪雨等）による被害からの 復旧・復興について

破損した水路（特に暗渠部分のずれ）及び沈下した
農地の改修を行うこと。

(3) 農業・農村における防災・減災対策について

阿武隈川河川内の堆積物除去と樹木伐採等の減災対策を行うこと。

減災対策に係る工事については、
計画の前倒しにより速やかに完了させること。

休耕田を有効活用し、
田んぼダムの整備を促進する制度等を導入すること。

水路、ため池等、農業施設の日常的保守点検等の巡視に係る手当に
ついて、多面的機能支払制度等の更なる周知及び拡充を行うこと。

2 担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保対策について

(1) 農地集積・集約化について

担い手へ集積される農地の出し手側、受け手側双方のメリット
措置を拡充すること。

人・農地プランや農業経営基盤強化促進法による農地の集積・
集約化を推進するために、支援措置の拡充を図ること。

(2) 優良農地の確保に関する制度について

基盤整備事業を実施するにあたり、収穫した農産物を集約
できる施設（米穀であればカントリーエレベーター等）の整備や、

スマート農業への取り組みについても併せて更に支援すること。

農業者負担の少ない大規模圃場整備事業の
推進と実施への誘導を図ること。

未整備地区や遊休農地を含む小規模整備について、農家負担の
少ない基盤整備事業の推進及び補助率の拡大を行うこと。

3 人口減少社会における農村活性化対策について

(2) 中山間地域での営農環境の整備について

電気柵や捕獲用わな設置事業に対する補助を拡充するとともに、
効率的な捕獲体制を構築すること。

4 担い手の育成・確保対策について

(1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展支援について

農畜産物の再生産価格の確保と国産農産物の消費拡大について、
消費者への関心を高める施策を実施すること。

(2) 新規就農者等担い手の確保について

農業への関心を持つ方への就農機会を促進するため、
就農に関する補助等の拡充を図ること。

特別栽培、有機栽培等持続性の高い生産方式により生産された
農産物の価格保証制度の充実を図ること。

次世代を担う後継者の育成を早急に図る必要があることから、
次世代育成に関する支援制度の拡充を図ること。

5 グローバルマーケットへの対応について

(1) 国際交渉と国内対策について

国際基準に照らして、国内で生産される農産物の農薬使用基準を
厳格化し、消費者へ安全性をPRすることにより、
国内需要量の拡大を図ること。

海外への米の販路の確保と拡大を図ること。

(2) 農畜産物の輸入対策・輸出対策について

米の需要拡大を図るため、米文化を広める施策を講じること。

(3) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保について

GAP導入に対する支援の拡充及びGAP制度の消費者への周知を図ること

6 SDGsに対応した政策について

環境・景観に配慮した再生可能エネルギーの開発を行うこと。

環境に配慮した技術や政策等を積極的に導入すること。

環境保護のため、生分解マルチの普及推進を図るとともに、
生分解マルチへの助成を行うこと。

8 その他

農業機械・施設の共同利用体制への支援を行うこと。

栽培環境が地域に合致する高収益作物の研究、情報発信、
勉強会を行うこと。

各種交付金の給付を効率的に受けられるよう、
MAFF等の情報の周知を図ること。

農畜産物の加工にあたっての技術支援及び農畜産物を加工する
施設の整備を行うこと。

地域環境を維持するため、農業者へ環境税から
補助金を交付すること。

調整区域における農家宅地の購入にあたり、現法律体制では、
農業者でない場合は原則家屋を建築することができない。

しかし、今後更に社会の高齢化と過疎化が進行することを踏まえ、
農業者でなくとも地目が宅地であれば家屋を建築できるよう、
制度の見直しを行うこと。

以上が、農地利用最適化推進委員会議で検討した内容となります。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ただいまの鈴木 光一委員長からの報告、事務局の説明について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(な し)

議 長

それでは、採決いたします。
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議ないものと認め、原案のとおり決します。
以上で、議案第7号を終わります。

次に議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る

| | |
|-----|---|
| | <p>意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第8号は郡山市長から農業振興地域整備計画の変更にかかる意見を求められましたのでお諮りするものであります。</p> <p>お配りしております議案第8号の別紙1、別紙2をご覧ください。</p> <p>初めに別紙1農用地利用計画の変更について（非農地判定による除外）をご覧ください。</p> <p>対象地の所在地及び状況は記載の通りです。</p> <p>農業委員会における昨年度の農地利用状況調査において、現況が山林であるため、令和2年11月18日付けで非農地判定された土地について、農用地区域から除外するものです。</p> <p>なお、その結果を受け、本年2月2日付けで畑から山林に地目変更されています。</p> <p>次に別紙2農用地利用計画の変更について（編入）をご覧ください。</p> <p>対象地の所在地及び状況は記載の通りです。</p> <p>申出地の耕作者から農用地区域への編入申出書が提出されたが、申出地は集団性のある農地であることから、農用地区域へ編入するものです。</p> <p>なお、過去に申出地には鉄塔が建っていたため、農用地区域外となっているが、既に鉄塔は移設済みです。</p> <p>以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| | <p>(なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>次に議案第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてを議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p> |
| 鈴木 光一 委員長 | <p>本指針は平成30年8月に策定され、3年ごとに検証・見直しを行うこととされていることから、3月17日の農業相談日に各地区でご検討いただいたものを、3月26日、5月27日の農地利用最適化推進委員会議において、事前検討を行いました。</p> <p>内容につきましては、事務局からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>本指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第2項により、「指針を定め、又は変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」と規定されております。</p> <p>今回の見直しに当たっては、昨年度、各地区で検討いただいた結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員会議において検討を重ねて参りました。</p> <p>それでは、議案第9号別紙をご覧ください。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）となっております。赤字の部分が、今回見直しを行うところです。</p> <p>1ページの、「第1 基本的な考え方」につきましては、文言を整理しております。</p> <p>2ページ以降の、「第2 具体的な目標と推進方法」の遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進のそれぞれの現状値につきましては、令和3年3月現在の値を記載し、令和5年3月の目標値については、本年度の5月の定期総会で承認された目標値を算出根拠としております。</p> <p>また、2ページの遊休農地の解消等の具体的な推進方法として、新たに「④ さらなる取り組みについて 農業委員及び推進委員は、遊休農地の解消に向け地域への働きかけを強化し、再生活動にも積極的に取り組む。」内容を追加しております。</p> <p>3ページの「③ 農地の利用調整と利用権設定について」、新たに「利用権設定等促進事業について、広報紙等による制度の周知及び情報提供を強化する」内容を追加しております。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>4ページの「② 農業委員会のフォローアップ活動について」、新たに「関係機関と連携しフォローアップ活動を積極的に推進する」内容を追加しております。</p> <p>以上が、農地利用最適化推進委員会議で検討した内容となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの鈴木 光一委員長からの報告、事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> |
| 堀井 潔 委員 | <p>令和5年を目標とするとのことですが、令和5年度中とのことでしょうか。</p> <p>農業委員、推進委員の改選に伴う3年ごとに見直しを行うとのことですが、2年後が10年間の目標の最後になっていますがこれでよいのでしょうか。</p> <p>また具体的な目標数字ですが、これの算定根拠はどういったものなのでしょうか。</p> <p>新規参入については現状の数値についてどのように算定しているのかもお伝えください。</p> |
| 事務局 | <p>令和5年については 令和5年3月を目標としております。</p> <p>当初は平成35年で記載されていたものを修正したものです。</p> <p>3年ごとの見直しに合わせた1年延長についてですが、こちら確かに3年ごとであることを重視すれば1年先送りするべきなのかもしれませんので検討します。</p> <p>また、目標数値の根拠ですが、以前定期総会の時に資料で確認いただいておりますが遊休農地の解消については年間10haとして考えているために2年で20haとなっています。</p> <p>担い手への集積目標については年間100haで設定していますので2年で200haという形です。</p> <p>新規参入については現状数値はこれまでの積み上げです。</p> <p>目標の30法人については総会において決定した目標値です。</p> |
| 堀井 潔 委員 | <p>1点目については検討するとのことなので検討してください。</p> <p>新規参入の面積については総会と変更になっているようですがどういうことなのでしょうか。</p> |

| | |
|------------|---|
| 事務局 | <p>目標については全国農業会議のひな型に沿ったものですが、各農業委員会である程度変更をしているところもあります。</p> <p>郡山市としては今回の目標については当初の平成35年、令和5年までの目標という点を重視し設定したのになっています。</p> <p>新規参入促進の数字については指針を作った時点での積み上げ数字となっています。</p> |
| 堀井 潔 委員 | <p>2年後に目標を設定したものを1年後に再設定することになるのは矛盾のような気がしますので調整されたほうが良いのではと感じます。</p> <p>現状の新規参入の面積数字はずれていると思いますので見直したほうが良いかと思われます。</p> |
| 事務局 | <p>数字については積み上げのものなので、堀井委員のお持ちの数字と照らし合わせて精査したいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>ほかに、ございませんか。</p> |
| | <p>(な し)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>(全員「異議なし」)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第9号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番とから3番までの 3件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から23番までの 23件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による</p> |

通知について」

次のとおり1番 1件について
通知書の提出があったので報告する。
報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による
農地転用証明について」

次のとおり1番 1件について
農地転用証明願いの提出があり、適当と認め
証明したので報告する。
報告第4号を終わります。

ただいまの 第1号から第4号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。

次に5月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を
求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。

事務局

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る
農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、
申出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の
可否見込みについて及び資料をご覧ください。

4月締め切り分で、12件の申請がありました。
1番から5番までが農業振興地域の除外の申出、
軽1番から軽7番までが農業振興地域整備計画の軽微な
変更申出です。

中央1番の事業目的は、農家住宅の進入路です。
追認案件になります。

申出者は長年農業を営んでいましたが、耕作機械の大型化
により通路が狭くなったため、無断で拡幅したものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが

既存施設の拡張事業として許可できます。

中央2番の事業目的は、農家住宅の進入路です。

申出者は隣接する宅地に住宅を新築することになりましたが、進入路がないため転用することになりました。

現在は本家の進入路として使われており、追認案件です。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが

既存施設の拡張事業として許可できます。

熱海3番の事業目的は農家住宅の敷地拡張です。

追認案件になります。

申出者は住宅を建て替えることにしましたが

農地に碎石を敷いて、庭の一部として使用していました。

申請地は土地改良がおこなわれた第1種農地ですが

集落接続事業として許可できます。

田村4番の事業目的は貸駐車場で追認案件です。

申出者は近くの田村保育所から職員用の駐車場として貸してほしいと相談があり、貸すことにしました。

申請地は田村行政センターから300m以内の第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

西田5番の事業目的は一般住宅です。

申出者は現在、妻の実家に住んでいますが

手狭になったことから、住宅を建築することになりました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中央軽1番の事業目的は農業用倉庫です。

申出者は自宅を売却し、大槻に転居したため農機具を保管する倉庫を新設することになりました。

申請地は農用地ですが、農業用施設として

許可要件があります。

三穂田軽2番の事業目的は農業用倉庫です。

以前、使っていた農業用倉庫が壊れてしまったため農機具等を保管する倉庫を建設することにしました。

是正のための申請です。

申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設であるため許可不要です。

片平軽3番の事業目的は農業用倉庫です。

申出者は経営規模拡大のため、機械化をし保管する倉庫が手狭になったため建設することにしました。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

湖南軽4番の事業目的は農作業所です。

申出者は国道294号建設事業に伴い、既存施設の立ち退きが必要になったため、代替施設として作ることにしました。

申請地は農用地ですが、使用貸借している農地であり200㎡未満の農業用施設であるため許可不要です。

田村軽5番の事業目的は農業用倉庫です。

申出者は昨年、トラクターなどの農業用機械を購入し保管する農業用倉庫を建設することにしました。

申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設であるため許可不要です。

中田軽6番の事業目的はたい肥舎などです。

申出者は牛を増やしたため、たい肥舎、たい肥置き場、駐車場1台分に転用することにしました。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

| | |
|-------------|--|
| | <p>中田軽7番の事業目的は牛舎などで追認案件です。 申出者は繁殖牛の飼育をしていますが、牛舎3棟、運動場、サイロ、もみ殻置き場に転用していました。 申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。</p> <p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p> |
| 議長 | 次に吉田 秀吉委員から、審議の内容を報告願います。 |
| 吉田 秀吉 委員 | <p>5月17日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、12件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p> |
| 事務局 | <p>結婚協力員の推薦につきまして文書をお配りしております。</p> <p>令和3年9月30日をもって現在の結婚協力員の任期が切れますことから後任の推薦をお願いします</p> <p>令和3年10月1日から令和6年10月30日までとなります。</p> <p>推薦書、承諾書を提出いただくこととなりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>提出期限は8月24日火曜日です</p> <p>委員さんの任期満了を挟みますが、その場合は地区として新旧委員共同でお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>活動記録の提出について、交付金が解消となってしまいますので、細かく書いていただきますようお願いいたします。</p> <p>6月定例会の一般質問で空き家バンク、農業法人連絡会について質問がある予定です。</p> |

新田会長答弁の予定ですのでよろしくお願いたします。

6月定例会の補正予算で来年予算として要求していたタブレット端末46台が計上できる予定です。

9月に入札を行い研修回答を行いながら1月頃からは委員の皆様の使用開始していただく予定ですが、コロナワクチンの関係でタブレット端末を各会場で使うことから品薄ですので、在庫の都合で遅れる可能性はありますが予算はとるとのことでご報告いたします。

また全国農地ナビへの移行が予定されております。

予算が付けば来年1月1日から移行しますので、皆さんにお配りするタブレットで色々和您いただければと思います。

議長

長時間の慎重審議ありがとうございました。

以上で、第40回総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第40回総会（令和3年6月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

12件で、田 14,169㎡ 畑 9,755㎡ でした。

第5条 農地転用は

8件で、駐車場の敷地拡張1件、太陽光発電設置2件、資材置場1件、一般住宅1件、分家住宅1件、仮設事務所駐車場1件、太陽光発電設置に伴う現場事務所1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、買受適格証明、空き家に付随した農地にかかる別段面積の指定について等がありました。